



第拾九萬二千八百九十九號

遺言公正證書正本

西宮市川添町四六番地

無職

遺言者

三輪省吾

明治參拾身六月生

西宮市前濱町志九番地

地方公務員

發行人

田近和子

12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 2 1

神戸地方法務局管内公證人役場

大正拾陸年八月生

西宮市川添町四七番地

無職

證人

平 ぬたか

大正七年生

本職は右遺言者の囑託に因り昭和  
貳拾九年五月徳日西宮市川添町四六  
番地前記遺言者の住所に於て前  
記證人田近和子平ぬたか貳名の  
立會を以て左記遺言者の厚したるの  
述べ聽き之を筆記し此の公正證書  
を作成する

遺言の本旨

第12

私の遺産である在来資産全

部を私の息子アメリカ合衆国コ

ロラド州デムバリー市サウスハイストリー

ト貳四〇〇番地ローレンスファミリア

ツに與へます

第11

在来資産は只今凍結されて

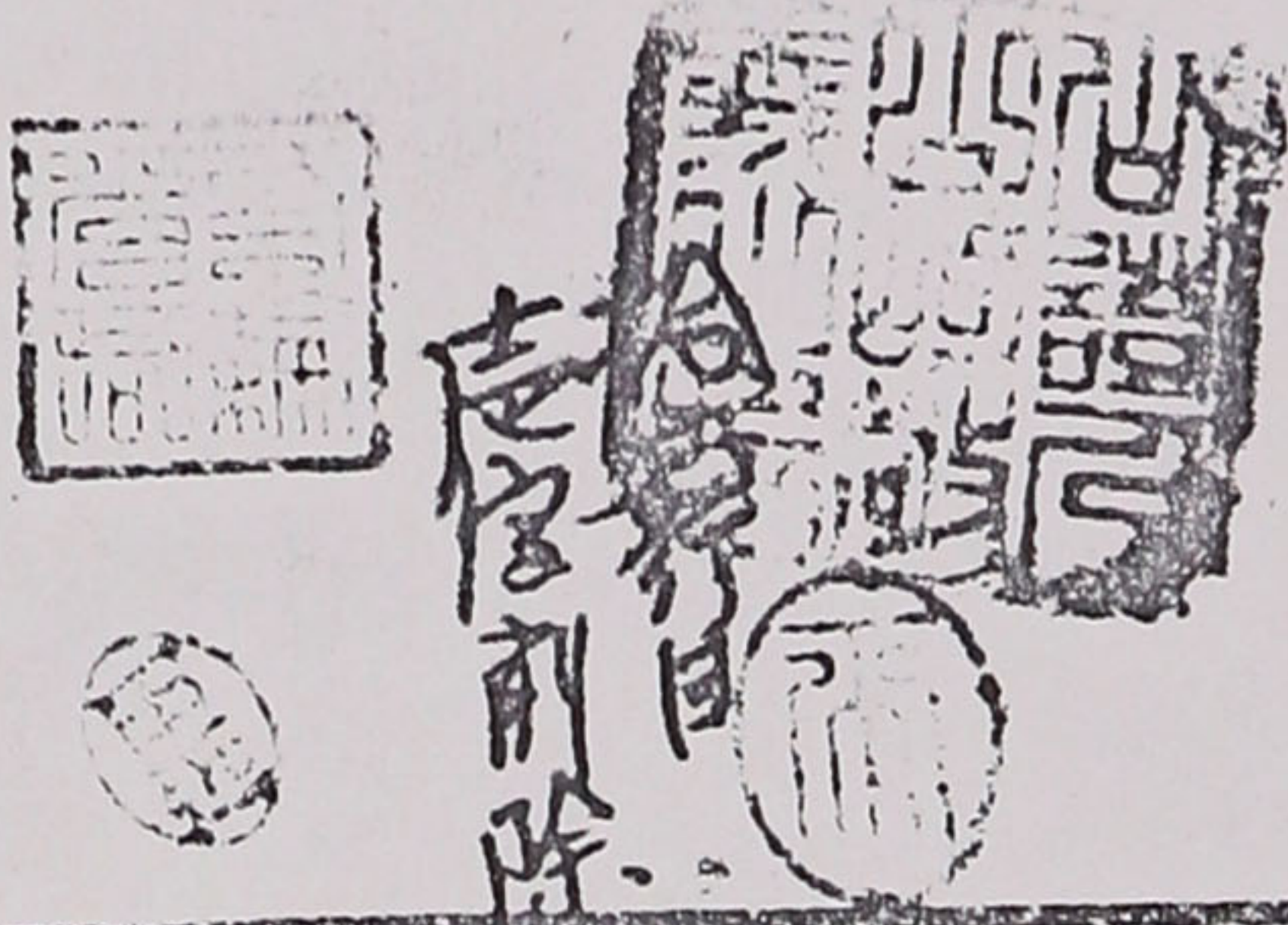
まりまゝでクレイムナンバーは第10

六八九号であります

其の他一切の財産もともに遺産を

もらふ者から速かにアメリカ合衆国

敬産管理局に対し制規の手続



神戸地方法務局管内公證人役場

を以て完全に其の所有物として下

さし

来参

右返還せられる財産はあくまで

も其の権利を抛棄しなすべし

求すること

以上

本旨外の要件

一、遺言者三輪省吾は本職氏名を知ら

ず且面識がなから法定の印鑑証明

書を提出せしめ其の人違ひのなすこと

を證明せしめたる

此の證書は即時録取し列席者たる

遺言者及び証人姓名に讀取らせたる  
處一同筆記の正確なることを承認し  
各自左に署名捺印したリ

三輪省吾  
田和子  
平近  
印

兵庫縣神戸市生田区多聞通貳丁目

武松四番地の志

神戸地方裁判所所属

公證人

山崎敬雄

印

此の證書は民法第九百六拾九條第貳號  
乃至第四號に規定せる制規の方式によ

神戸地方法務局管内公證人役場

つて作成せられたるものである

仍て同條第五號の規定によつて本職左

に署名捺印するものである

兵庫縣神戸市生田区多聞通貳丁目

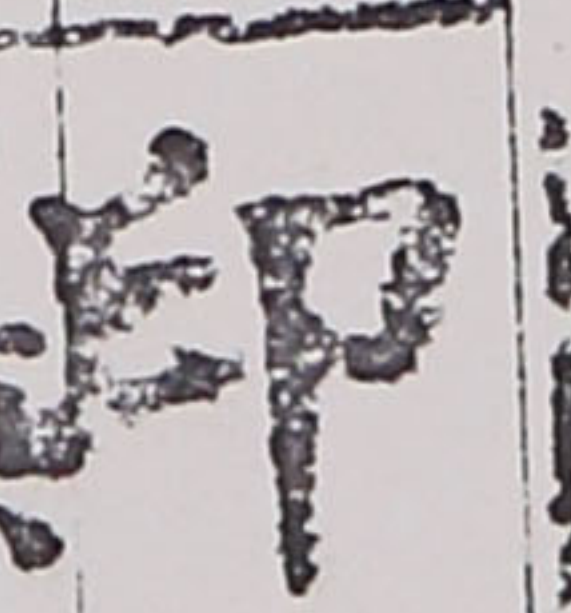
貳拾四番地の處

神戸地方法務局所屬

公證人

山崎敬義

の爲め原



此正本は之の如く有る

本に依り之を作成す

昭和貳拾九年五月五日 日公證人

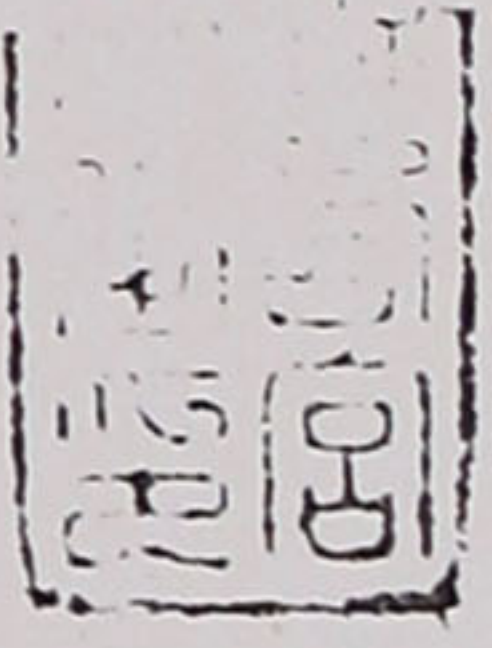
山崎敬義役場に於て

兵庫縣神戸市生田区多聞通貳丁目貳拾四番地の壹

神戸地方支務局所属

公證人

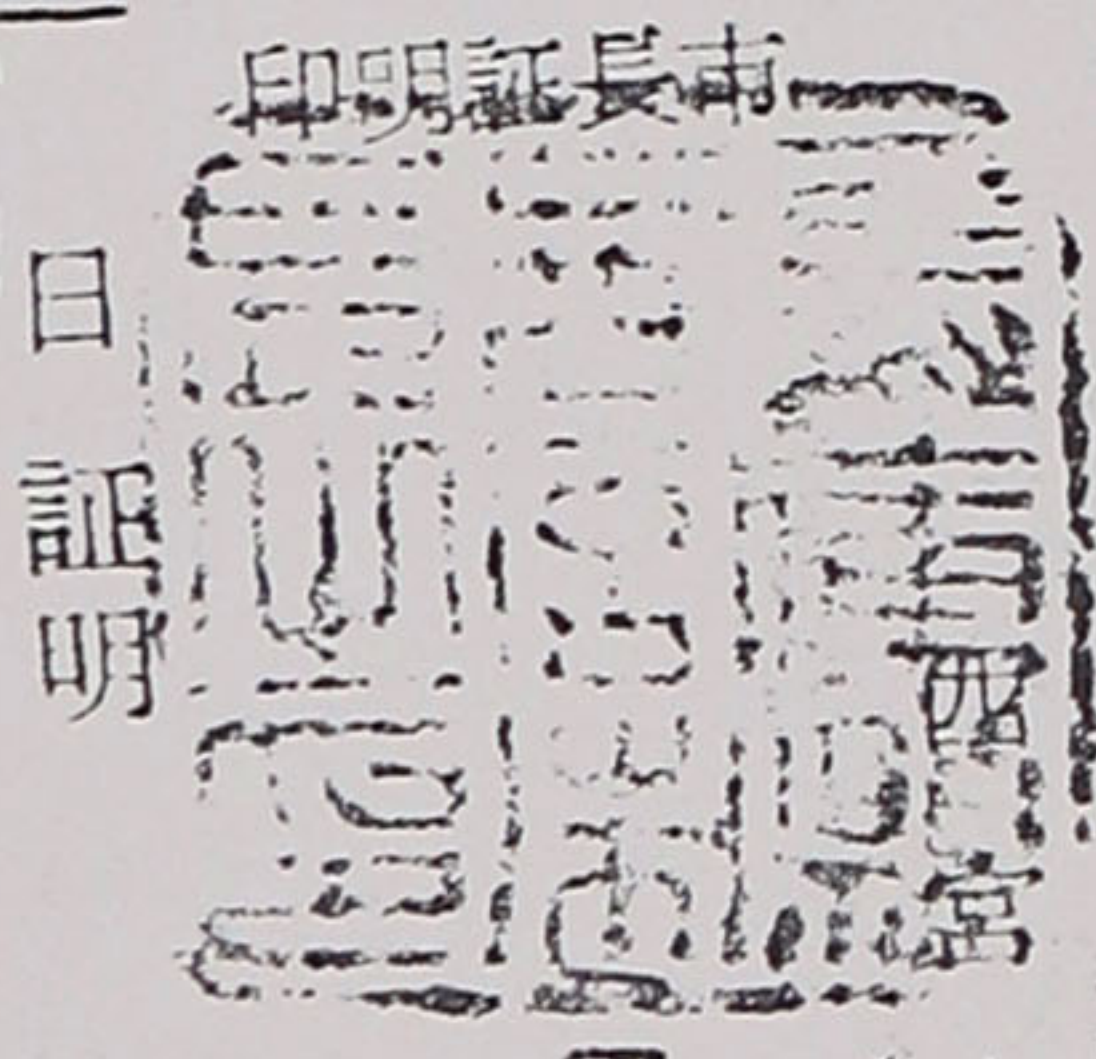
Handwritten signature in cursive style.



印鑑



昭和二十九年五月五日



明治三〇年六月二十五日生

川添町四六番地  
一輪省吾

12 11 10 9 8 7 6 5 4 3 1